

公

示

九州運輸局長  
令和8年4月13日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年4月23日までに、九州運輸局又は管轄運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第2号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定(変更)認可申請

|   | 申請者  | 申請概要   | 営業区域  | 備考                 |
|---|--|--|-------|--------------------|
| 8-5<br>8-6<br>8-7<br>8-8<br>8-9<br>8-10<br>8-11<br>8-12 | 水崎 幸太郎<br>日下部 伸二<br>佐々木 毅<br>松吉 武彦<br>中野 大次郎<br>川村 晃広<br>六車 税<br>木塚 克久 | ○迎車回送料金の設定<br>迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円  | 福岡交通圏 | 【管轄運輸支局】<br>福岡運輸支局 |
| 8-13  | 越智 勝次  | ○遠距離割引の廃止<br>普通車：9,000円を超える部分につき1割引<br><br>○迎車回送料金の設定<br>迎車のための回送について適用する。 1回ごとに300円 | 福岡交通圏 | 【管轄運輸支局】<br>福岡運輸支局 |
| 8-14  | 高田 浩二  | ○遠距離割引の設定<br>普通車：9,000円を超える部分につき1割引  | 福岡交通圏 | 【管轄運輸支局】<br>福岡運輸支局 |